

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人いま・ここ（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、本規定の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、代表理事が統括管理する。

(情報公開の方法)

第5条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(書類の備置き等)

第6条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。

ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、代表理事の指定する場所とする。

2 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所へ連絡することとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 第6条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第 9 条 この法人は、第 6 条第 2 項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経てこれを定める。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 26 日から施行する。(令和 2 年 9 月 26 日理事会決議)

別表

対象書類等の名称	備置期間
1.定款	永久
2.役員名簿	5年間
3.社員名簿	5年間
4.事業報告書、監査報告書	5年間
5.貸借対照表、収支計算書、損益計算書（正味財産増減計算書）、これらの付属明細書、財産目録	5年間
6.監査報告書	5年間
7.事業計画書、収支予算書	当該事業年度の終了時まで
8.社員総会議事録、理事会議事録	10年間

※上記各対象書類のうち、2.役員名簿及び3.社員名簿は閲覧のみとし、謄写等は禁止とする。
また、住所を記載する場合は、市町村名までとする。

閱 覧 申 請 書

一般社団法人いま・ここ
代表理事 小黒 泰之 様

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
申請者氏名 _____
申請者住所 〒 _____
電話番号 _____

以下のとおり、 閲覧 ・ 謄写 を申請いたします（当該するものを○で囲んで下さい）。

なお私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的
閲覧等を求める書類（該当するものを○で囲んで下さい。）
1.定款
2.役員名簿
3.社員名簿
4.事業報告書、監査報告書
5.貸借対照表、収支計算書、損益計算書（正味財産増減計算書）、付属明細書、財産目録
6.監査報告書
7.事業計画書、収支予算書
8.社員総会議事録、理事会議事録

※閲覧のみは無料。コピー等は実費徴収いたします。

上記各対象書類のうち、規定により2.役員名簿及び3.社員名簿は閲覧のみとし、謄写等は禁止。

様式 2

閱 覧 等 受 付 簿

受付番号	受付年月日	申込者の住所・氏名	担当者名	備考